



2 川崎の目指す2050年のビジョン（まちの姿のイメージ）

川崎の目指す2050年のビジョン
（まちの姿のイメージ）



- 51 -

2 川崎の目指す2050年のビジョン（まちの姿のイメージ）

「川崎の目指す2050年のビジョン」の説明

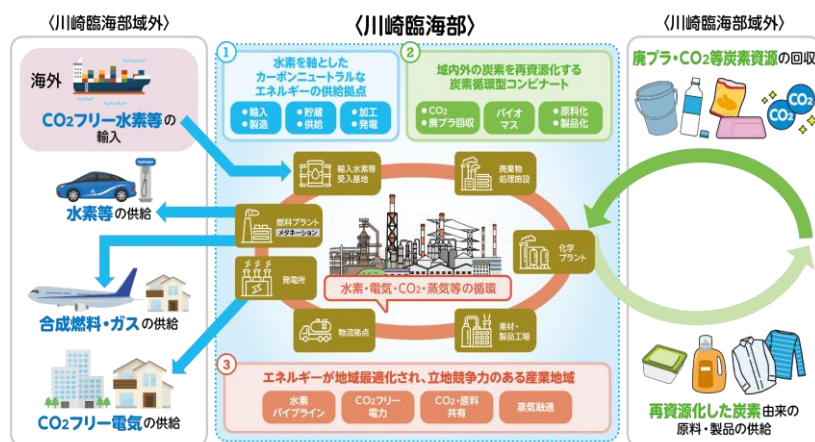
- 市民生活**は、コンパクトで環境に配慮したまちづくり、建築物の省エネ化、ゼロエネルギー建築物の普及、気候変動への適応など安心して暮らせるまち
- 交通**は、自動車などの移動手段がカーボンニュートラルに切り替わっているとともに、シェアリングサービスや公共交通の利用が更に進んだまち
- 産業活動**は、事業系建築物のゼロカーボン化や環境に配慮した商業活動、グリーンファイナンス市場の活性化が進むなど強靱で安定した事業活動のまち
- 川崎臨海部**は、CO₂フリーな水素等を輸入・供給する拠点になるなど、川崎を含む首都圏の脱炭素化に貢献する姿

- 52 -

2 川崎の目指す2050年のビジョン（まちの姿のイメージ）

川崎臨海部における2050年の将来像のイメージ

川崎臨海部のカーボンニュートラル化に向け、「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」を令和4年3月に策定。CNK構想では、下図のとおり川崎臨海部の2050年の将来像を示している。



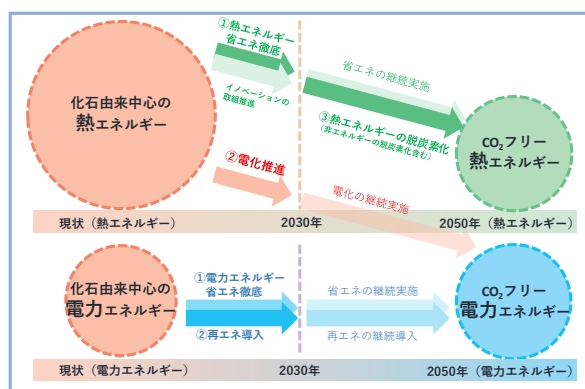
- 53 -

3 2050年のエネルギーの脱炭素化に向けたアプローチ①

（1）電力・熱エネルギーCO₂フリー化の進め方

○2030年までは、まずは電力・熱エネルギー効率化（省エネ化）を徹底して行い、そのうえで、熱エネルギーの電化と再エネの導入を進める

○熱エネルギーの非化石燃料化や製造プロセスの脱炭素化は2030年以降の実用本格化に向け、川崎発信の技術貢献、イノベーションを推進する



電力・熱エネルギーのCO₂フリー化イメージ

- 54 -

3 2050年のエネルギーの脱炭素化に向けたアプローチ②

(2) 市域の2050年の再生可能エネルギーポテンシャルの試算

- 2050年の市域の再エネポテンシャルの試算では、
全体で**1,655GWh**（現在の市域の電力の約9%に相当）
- 今後、再エネ設備利用率の向上や、設置可能場所の増加など、技術革新が実現した場合、さらに高い数値が期待

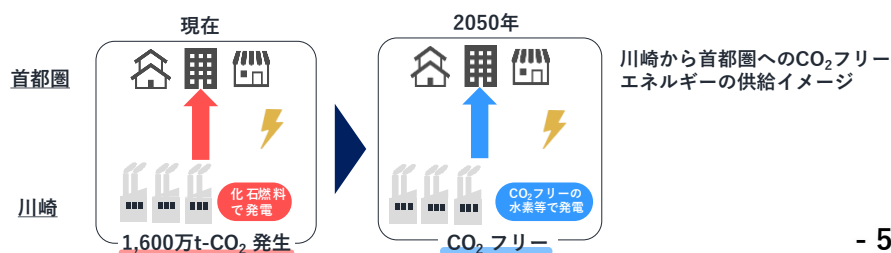
発電種別	2020年再エネ電力推計		2050年再エネポテンシャル試算		市域の電力使用量 (2019年現状)	2050年の再生可能エネルギー ポテンシャル試算
	導入容量	電力量	導入容量	電力量		
住宅用太陽光発電	41,854kW	51GWh	320,611kW	387GWh	—	
事業用太陽光発電	51,924kW	57GWh	490,401kW	592GWh		
陸上風力発電	2,003kW	4GWh	2,003kW	4GWh		
洋上風力発電	0kW	0GWh	0kW	0GWh		
水力発電	314kW	2GWh	314kW	1GWh		
地熱発電	0kW	0GWh	0kW	0GWh		
バイオマス発電	108,800kW	571GWh	122,300kW	671GWh		
合計	204,895kW	683GWh	935,629kW	1,655GWh	18,410GWh	

- 55 -

3 2050年のエネルギーの脱炭素化に向けたアプローチ③

(3) 川崎市のCO₂フリーエネルギーの可能性

- 川崎臨海部では**800万kW以上の電力の発電能力**を有し、市域の一般家庭の消費電力の約28倍、首都圏全体の一般家庭の消費電力をも上回る電力エネルギーに相当
- 市内事業者が外部に供給しているエネルギーは、**約1,600万t-CO₂に相当**
(市域のCO₂排出量の約75%に相当)
- 既存の化石エネルギーが、今後の水素発電など、CO₂フリーエネルギーに切り替わることで、市域を含む首都圏の脱炭素化に大きく貢献



- 56 -

第4章 2030年度の達成目標



CARBON ZERO CHALLENGE

KAWASAKI CITY

脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」策定
(令和2年11月策定)

- 59 -

第4章 2030年度の達成目標

1 2030年度の達成目標（市域全体）

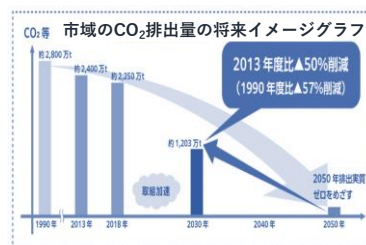
（1）目標の考え方

○2050年の脱炭素社会の実現の未来像を先に描き、CO₂排出実質ゼロに向けた取組を検討する**バックキャスティングによるアプローチ**で設定

（2）2050年の目指すべきゴール

**2050年までに市域の温室効果ガス排出量の
実質ゼロ※を目指す**

※実質ゼロとは、人為的なCO₂排出量と森林等のCO₂吸収量を差し引いて
CO₂排出をゼロとみなすもの



（3）2030年度の全体目標（市域全体）

市域全体目標 ▲50%削減（2013年度比）

※1990年度比▲57%削減（▲1,596万t-CO₂）

※温室効果ガス削減目標

国と川崎市の削減目標の比較

項目	2030年度目標	
	1990年度比	2013年度比
国全体	▲40%	▲46%
川崎市域	▲57%	▲50%

- 60 -

2 2030年度の個別目標

(1) 2030年度の個別目標

- 国や社会状況の変化、最新の技術動向、脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」における2030年マイルストーン及び3つの取組の柱など踏まえ、温室効果ガス削減目標を設定

市域

民生系目標 ▲45%以上削減（2013年度比）（民生家庭、民生業務）

産業系目標 ▲50%以上削減（2013年度比）（産業、エネルギー転換、工業プロセス）

市役所

市役所目標 ▲50%以上削減（2013年度比）（市公共施設全体）
（エネルギー消費起源CO₂については2013年度比▲75%削減）

※温室効果ガス削減目標

3 2030年度の再生可能エネルギー導入目標

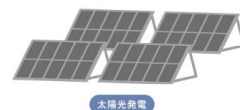
(1) 2030年度の再生可能エネルギー導入目標

市域の再エネ導入目標

2030年度までに**33万kW**以上導入（2020年度実績20万kW）

- 長期的には2050年の市域の再エネポテンシャルを目指すとともに、2030年度には33万kW以上の導入を目指す

- 川崎の地域特性上、市域の電力需要の全てを域内の再生可能エネルギーで賄うことはできないため、市域外も含めた再エネ利用の拡大を目指す

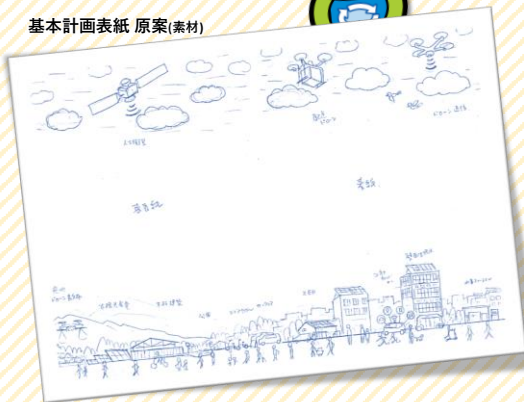




第5章 基本理念・基本的方向



基本計画表紙 原案(素材)



CC等々カエコ暮らしニフェア (中原区)

川崎マリエンからの眺望 (川崎区)

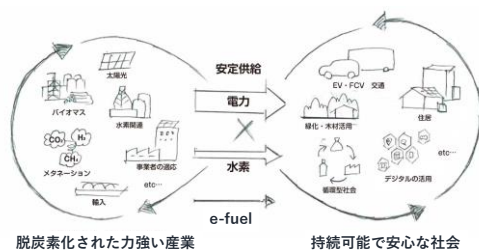


第5章 基本理念・基本的方向

1 基本理念

○川崎市が2050年の脱炭素社会の実現を目指していくための基本理念は次の通り。基本理念に基づき、基本的方向や施策を示し、2030年度の目標の達成を目指す。

『将来世代にわたって安心して暮らせる脱炭素なまちづくり』と
『環境と経済の好循環による持続可能で力強い産業づくり』に挑戦





2 基本的方向①

I 市民・事業者などあらゆる主体が脱炭素化に取り組んでいるまち

環境配慮行動の実践 環境配慮製品・サービスのニーズの劇的増加
脱炭素化のムーブメントを創出、拠点駅周辺への都市機能の集約、国産木材利用



II グリーンイノベーションで世界の脱炭素化に貢献するまち

環境技術を活かした製品・サービス、エネルギーを市域内外に供給
国内外の革新技術の利用、日本で最も脱炭素化に貢献している都市



III 再生可能エネルギーを最大活用しエネルギー最適化しているまち

再生可能エネルギーの普及拡大 DRやVPPの構築によるエネルギーの最適利用
マイクログリッドの構築によるレジリエンス強化 グリーン電力の普及促進



IV 地球にやさしい交通環境が整備されたまち

交通の低炭素化 公共交通機関の利用促進
シェアリングサービスや次世代自動車等の普及促進 身近な自転車の活用推進



- 65 -

2 基本的方向②

V 市役所が自ら率先して脱炭素化にチャレンジしているまち

公共施設の省エネ化と再エネ化の取組により市域のCO2排出量の削減を牽引
市民・事業者の取組の模範となり、環境配慮製品・サービスのニーズ拡大



VI 脱炭素化に向けた資源循環に取り組んでいるまち

資源循環の取組を推進（2Rに重点） 廃棄物の適正処理 プラスチック資源循環
バイオマス資源の活用促進 廃棄物発電など熱エネルギーの最大限活用



VII 気候変動に適応し安全で健康に暮らせるまち

治水・水害対策、熱中症対策、感染症対策、暑熱対策などの気候変動適応策
気候変動に関する科学的な情報の収集・提供



VIII 多様なみどりが市民をつなぐまち

緑地の保全、緑化の推進、公園緑地の整備、水辺空間の活用等を推進
緑と水のネットワークを形成 ヒートアイランド現象の緩和 防災・減災



- 66 -



第6章 施策

川崎市地球温暖化対策推進実施計画

67 -



重点事業（5大プロジェクト）について

○基本計画に位置付けた40の施策のうち、特に事業効果の高い重点事業を「5大プロジェクト」として位置付け、川崎市地球温暖化対策推進**実施計画**において、重点的に取組を推進

設定の考え方

- ・基本計画では、第3章（2050年の将来ビジョン）における「**市民生活**」「**産業活動**」「**交通**」の姿と、第4章（2030年の個別達成目標）で、「**民生系目標**」、「**産業系目標**」「**市役所目標**」「**再エネ導入量**」の目標を踏まえ、5つのプロジェクトを設定。

5大プロジェクト PJ1（再エネ）

PJ1
再エネ



地域エネルギー会社を中核とした新たなプラットフォーム設立による地域の再エネ普及促進PJ

ねらい

- 2030年度の再生可能エネルギー導入目標33万kW（2020年度実績20万kW）の達成に向け、多様な主体が参画する地域エネルギープラットフォームを設立し、地域の再生可能エネルギー等の普及拡大。

主な事業

- ・**地域エネルギー会社を中核とした新たなプラットフォームを設立**し、市域の再エネ利用を拡大





5大プロジェクト PJ2（産業系）



川崎臨海部のカーボンニュートラル化・市内産業のグリーンイノベーション推進PJ

ねらい

- 川崎に集積する環境技術・産業、研究開発機関を最大限に活かし、川崎臨海部のカーボンニュートラル化を目指すとともに、市内産業のグリーンイノベーションを推進。

主な事業

- ・ **川崎カーボンニュートラルコンビナート構想**に向けた取組
- ・ 事業者の脱炭素化を促進するための**条例制度の見直し**
- ・ 市内産業の**グリーンイノベーション推進**に向けた網羅的取組

- 71 -

5大プロジェクト PJ3（民生系）



市民・事業者の行動変容・再エネ普及等促進PJ

ねらい

- 脱炭素社会の構築に向けては、国民一人ひとりのアクションが必要不可欠。本プロジェクトでは、従来の普及啓発・環境学習の取組に加えて、市民・事業者が自然と行動変容に繋がっていく新たな仕組みを構築。

主な事業

- ・ **脱炭素モデル地区**の展開及び**脱炭素先行地域**づくり等
- ・ **再エネ導入に係る義務制度**の検討 及び
市民・事業者の再エネ・省エネ促進に向けた**行動変容の仕組み**構築
- ・ 家庭から排出される**プラスチックごみの一括回収**に向けた取組

- 72 -



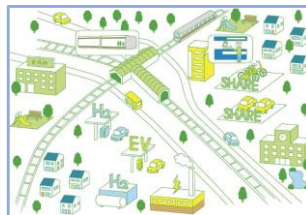
1 基本的方向Iに関する施策（抜粋①）

I 市民・事業者などあらゆる主体が脱炭素化に取り組んでいるまち

施策No.1 ライフスタイルの変革に向けた行動変容・デジタル化の推進

- 脱炭素化に資する取組を集中した「**脱炭素モデル地区（脱炭素アクションみぞのくち）**」を起点として脱炭素ムーブメントの創出及び市域拡大。
- 再エネ・省エネ普及に向けた**行動変容の仕組みを構築**し、取組を推進。

脱炭素アクションみぞのくちイメージ図



施策No.2 開発事業における低炭素・脱炭素なまちづくりの促進

- 大規模開発の機会等を捉え、**都市機能の集約化**等を図り、職住が近接した、コンパクトで効率的な、環境に配慮したまちづくりを推進するとともに、建築物の環境性能向上等を誘導。

コンパクトなまちづくりのイメージ図



- 75 -

1 基本的方向Iに関する施策（抜粋②）

施策No.3 民生部門における建築物等の再エネ・省エネ化の推進

- 容積率特例制度の活用時における民間開発の環境配慮に資する計画の更なる誘導等に向けた取組の推進、さらに、建築物の環境配慮について、**建築物省エネ法改正等に合わせた既存制度の見直し検討**を行い、民生部門における建築物の省エネ化を推進。

施策No.4 中小企業支援の取組推進

- 中小企業を対象に**省エネ診断**や**省エネ・再エネ設備導入補助**など事業者支援を推進するとともに、更なる支援強化の検討。

施策No.5 グリーンファイナンス・投資促進の取組推進

- 川崎市が**グリーンボンド等を発行**し、ESG投資を活性化させることで、幅広いステークホルダーを巻き込み、脱炭素社会の実現に貢献。
- **金融機関と企業の対話のツールを作成**するなど、金融機関と連携した脱炭素化の取組を推進。



川崎市グリーンボンド発行イメージ - 76 -



1 基本的方向Ⅰに関する施策（抜粋③）

施策No.6 環境学習・普及啓発の推進

- 脱炭素型ライフスタイルへの転換を促すため、**教育機関と連携した環境学習の取組**や、**持続可能な開発のための教育（ESD）**を推進。
- **川崎市地球温暖化防止活動推進センター、川崎市地球温暖化防止活動推進員と連携**し、市民創発による一人ひとりの脱炭素行動や気候変動への適応が促されるような取組を推進。



ラゾーナ川崎環境イベント



出前授業風景

施策No.7 国産木材の利用促進

- 炭素を固定化し森林の循環に寄与する**木材の利用を促進**。



市立生田保育園



市立水辺小学校



中原区役所



麻生区役所

2 基本的方向Ⅱに関する施策（抜粋①）

Ⅱ グリーンイノベーションで世界の脱炭素化に貢献するまち



施策No.8 臨海部エリアのカーボンニュートラルに向けた取組推進

- 川崎臨海部について、臨海部ビジョンに基づく取組やCO₂削減に向けた各企業の自主的な取組に加え、「**川崎カーボンニュートラルコンビナート構想**」に基づき、新たな環境技術の社会実装や、CO₂フリー水素等の供給拠点の形成など、世界をリードするエリアのモデル地域の形成を推進。
- カーボンニュートラル社会の実現に向け、概ね20年先の長期的な視点に立った「（仮称）川崎港長期構想」及び次期港湾計画の改訂に向けた検討。また、川崎港のカーボンニュートラル化に向け、**港湾管理者としてCO₂排出量の削減**に率先して取り組むとともに、利用者や立地企業とも連携し、**船社や荷主を選ばれ続ける港づくり**を推進。

施策No.9 改正地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進区域の指定の検討

- 市内企業の脱炭素化の取組を区域内に呼び込むとともに、イノベーションの促進に繋げるため、地球温暖化対策推進法第21条第5項各号の規定及び法令で定める配慮基準等に基づき、**地域脱炭素化促進事業の対象となる区域の指定**及び**地域脱炭素化促進事業の推進**について検討。

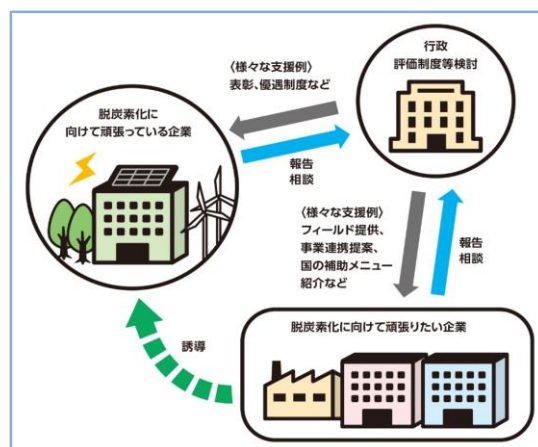


2 基本的方向IIに関する施策（抜粋②）

施策No.10 事業者の新たな評価・支援制度の構築による脱炭素化の取組促進

- 温対条例に規定されている事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度を見直し、計画書・報告書の提出、概要の公表、事業者の表彰に加え、**事業者の取組を評価するプラットフォームとしてステップアップ**を図り、制度見直しと併せて、**評価内容に応じた支援制度も構築**し事業者の脱炭素化の取組を促進。

また、事業者の取組の評価については、**国内外に広がる市内事業者の取組を市内に限らず適切に評価**していくことも検討。



新たな評価・支援制度のイメージ図

2 基本的方向IIに関する施策（抜粋③）

施策No.11 グリーンイノベーション推進に向けた機能強化及び国際貢献の推進

- **環境規制に係る相談窓口体制の整備**や**環境関連法の特例制度の活用**などによる、イノベーションに取り組みやすい環境の構築を目指す。
- 「**かわさきグリーンイノベーションクラスター**」等を通じて、市内産業の脱炭素化と産業競争力の維持・拡大を両立させるため、JCM（二国間クレジット制度）など国補助事業も活用しながら、環境分野におけるイノベーションを促し、ビジネス機会の創出、技術開発力の向上、民による持続的な環境産業の発展、国際競争力の強化を図る。
- 「**低CO₂川崎ブランド**」及び「**川崎メカニズム認証制度**」により、市内事業者の優れた環境技術を認定・認証し、環境に配慮した製品・サービスの開発と浸透を促進するとともに、**脱炭素化の時流に合わせた見直し**を図り効果的に取組を進めます。

LOW CARBON

低CO₂川崎ブランド「低CO₂川崎ブランド」
「川崎メカニズム」ロゴ

施策No.12 グリーンファイナンス・投資促進の取組推進（再掲）

（再掲）



3 基本的方向Ⅲに関する施策（抜粋①）

Ⅲ 再生可能エネルギーを最大活用しエネルギー最適化しているまち



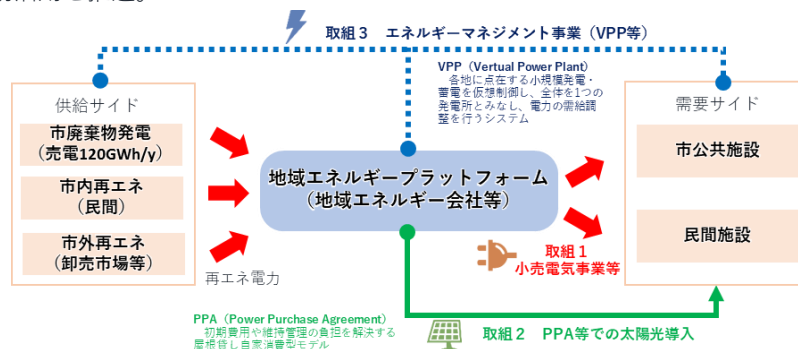
施策No.13 脱炭素先行地域づくりの取組推進

- 市域における太陽光発電設備の導入促進や、再エネ・省エネの普及拡大、資源循環など様々な主体との協働・連携による取組を組み合わせるとともに、国の支援策の活用を積極的に検討しながら、2030年度までに主に民生系の電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロの実現並びに関連分野のCO₂を削減する「**脱炭素先行地域**」の創出・実現を目指す。

3 基本的方向Ⅲに関する施策（抜粋②）

施策No.14 再生可能エネルギーの利用拡大及びエネルギーマネジメントなどスマートエネルギーの取組推進

- エネルギー関連技術を有する市内の民間事業者等の多様な主体と連携し、**地域エネルギー会社を中核とした新たなプラットフォームを設立**し、地域の再エネの有効活用を推進。



地域エネルギープラットフォームのイメージ図



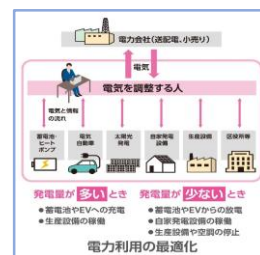
3 基本的方向Ⅲに関する施策（抜粋③）

施策No.14 （続き）

- 国において「2030年には設置可能な公共建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入され、2040年には100%導入されていることを目指す。」とされたことを踏まえ、市公共施設から導入を進め、新たなプラットフォームを活用した太陽光発電設備の導入に向けては、市民・事業者への設備導入を進める上で、導入時に課題となる初期費用や維持管理の負担を解決する**屋根貸し自家消費型モデル（PPAモデル）の活用**について検討。
- 新たなプラットフォームを活用しつつ、エネルギーの安定供給に向けた地域全体でのエネルギー（電力）利用の最適化やスマートエネルギーシティの実現に向けた取組を進めるために、蓄電池など分散型電源の電力供給や各施設の電気の需要抑制により、あたかも1つの発電所のような機能を提供する**「VPP」の構築**に向け、**市公共施設でのモデル構築検討及び民間施設等の連携の検討**を推進。



PPAのイメージ図



VPPのイメージ図

- 83 -

3 基本的方向Ⅲに関する施策（抜粋④）

施策No.15 地域の再生可能エネルギー普及促進

- 個人住宅、共同住宅、中小企業における再生可能エネルギー設備の導入や、建築物のZEH、ZEB化、省エネルギー化に資する設備、気候変動適応に資するレジリエンス対応の蓄電池導入などへの**補助や行動変容に繋がる取組、再エネ導入に係る義務制度の検討**など、時流に合わせた取組を強化し、再生可能エネルギーの導入を促進。
- 再生可能エネルギー電力の購入希望者（市民等）を募り、一定量の需要をまとめることで再生可能エネルギー電力の購入を促す**「再生可能エネルギーグループ購入促進モデル事業」**の近隣都市との連携や、**再エネ100宣言RE Actionアンバサダー**として、活動のPRを通じてRE Actionへの参加推奨を行い、再エネ導入の取組を推進。



みんなでいっしょに自然の電気キャンペーン

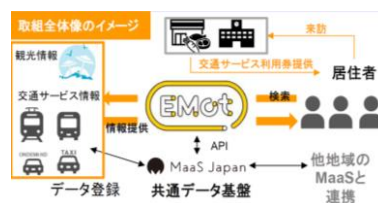
- 84 -

4 基本的方向IVに関する施策（抜粋①）

IV 地球にやさしい交通環境が整備されたまち

施策No.16 交通利便性の高い都市機能の構築や地球にやさしい交通ネットワーク整備の推進

- 土地利用転換などの機会を捉え、**都市機能の集積**を図り、歩いて暮らせるまちづくりを推進するとともに、**地域公共交通ネットワークの形成**や、**交通結節機能の強化**を図るなど、公共交通による駅へのアクセス向上に向けた取組を推進。
- 環境負荷の少ない行動の実践に向け、シェアリングサービスの取組や、自転車の活用推進、**MaaSなどICTを活用した取組**を推進。



しんゆりMaaS実証実験

4 基本的方向IVに関する施策（抜粋②）

施策No.17 次世代自動車等の普及促進

- 国の制度とも連携した取組や**優遇措置**などにより、**充電設備及び水素ステーションの拡充**を図り、市民・事業者への次世代自動車を普及促進。さらに、効果的に取組を進めるため、**近隣都市とも連携した広域的な取組**も推進。
- 市民の次世代自動車の利用機会創出に向けた**EVカーシェアリング**の普及促進など、シェアリングサービスの取組を推進。
- バスなど**大型車両への次世代自動車の導入**については、コストや運用面等の課題を勘案し、導入支援策等の検討を実施。





4 基本的方向IVに関する施策（抜粋③）

施策No.18 船舶への取組推進

- 環境に配慮した**船舶への入港料減免**など、脱炭素化に資する港湾施策を推進。
- **世界初のEVタンカーの運航**を推進。



施策No.19 公用乗用自動車等への次世代自動車の導入の加速化

- 公用乗用自動車の次世代自動車について、**2030年度までに100%導入**を目指す。
- 乗用自動車以外の市有車等については、技術開発動向を踏まえ、コストや運用面等の課題を勘案し、導入の検討を実施。
- 市有車等のEV化を促進するため、**市公共施設等のEVインフラの整備拡大**を推進。



5 基本的方向Vに関する施策（抜粋①）

V 市役所が自ら率先して脱炭素化にチャレンジしているまち



施策No.20 全ての市公共施設への再生可能エネルギー電力の導入

- 地域エネルギー会社を中核とした新たなプラットフォームを活用しながら、**2030年度までに全ての市公共施設への再生可能エネルギー100%電力調達**を実施。

施策No.21 市公共施設の再エネ・省エネ・環境配慮の徹底

- 市内に1,000以上ある**市公共施設全てにCO₂の削減目標を設定**し、さらに「既存公共施設改修時」、「施設運転管理時」、「新規建築物建築時」において、**これまで以上に省エネが図られる仕組みを構築・運用**。
また、**2030年度までに全ての市公共施設の照明のLED化**を進め、エネルギー使用量の効率的・効果的な削減を計画的に推進。
- 国の動向を踏まえ、**市公共施設の太陽光発電の設置拡大**の取組を推進。





6 基本的方向Vに関する施策（抜粋②）

施策No.22 プラスチック資源循環施策の強化・拡充

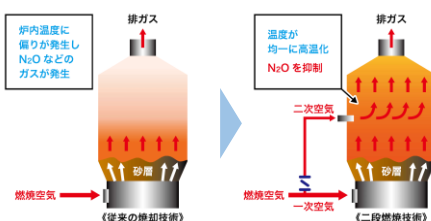
- ごみ焼却時の温室効果ガスの大半がプラスチックの焼却によるものであり、温室効果ガスの削減に向け、プラスチック製容器包装の更なる資源化に加え、**家庭から排出されるプラスチックごみの一括回収**を含めた資源化の取組を推進。



プラスチック資源循環のイメージ図

施策No.23 下水汚泥処理設備の改良等

- **下水汚泥を処理する際に発生する温室効果ガスの抑制と廃熱を利用した発電が可能となる設備への改良**を計画的に推進。
川崎市上下水道局環境計画に基づき、上下水道事業における温室効果ガス排出量の削減の取組を推進。



二段燃焼のイメージ図

- 89 -

6 基本的方向Vに関する施策（抜粋③）

施策No.24 公用乗用自動車等への次世代自動車の導入の加速化（再掲）

（再掲）

施策No.25 港湾・物流活動のCO₂削減に向けた取組の推進

- 港湾施設に設置されている**照明のLED化**等による消費電力の削減等の取組を推進。
- **清掃船等の脱炭素化**に向けた検討を推進。
- タグボート（大型船舶の安全な離着岸を補助する船舶）基地を川崎港内に整備することによる、**移動距離短縮に伴う温室効果ガスの削減**に向けた取組を推進。

施策No.26 キ 庁内デジタル化の取組推進（部分再掲）

（再掲）

- 90 -





6 基本的方向VIに関する施策（抜粋①）

VI 脱炭素化に向けた資源循環に取り組んでいるまち



施策No.27 ごみの減量化・資源化に向けた取組の推進

- ごみの発生抑制や再使用に取り組むとともに、分別排出の徹底に係る取組を推進。事業活動においても環境に配慮した製品や再生資源の積極的な活用を促進するとともに、事業活動に伴うごみの減量やリサイクルを推進。

施策No.28 プラスチック資源循環施策の強化・拡充（部分再掲）

- **バイオマスプラスチック製品**をはじめとする環境に配慮した製品の利用を促進。
- （家庭から排出されるプラスチックごみの一括回収の施策について**再掲**）

施策No.29 廃棄物処理に伴うエネルギー資源の効果的な活用

- 環境に配慮した処理体制を構築するとともに、施設の建替等にあたっては、より効率的な廃棄物発電や熱回収の利活用を促し、**廃棄物発電の有効活用**や**エネルギーの地産地消**に向けて取組を推進。

- 91 -

7 基本的方向VIIに関する施策（抜粋①）

VII 気候変動に適応し安全で健康に暮らせるまち



施策No.30 将来起こり得る自然災害への対応の計画的な推進

- **地域防災計画**や**かわさき強靱化計画**に基づき、河川整備、重点化地区浸水対策、建築物・橋りょう・下水道施設等の総合的な治水・水害対策、海岸保全施設の改良等のハード対策や、マイタイムラインの活用等のソフト対策など、今後取り組むべき強靱化に向けた施策を計画的に推進。

施策No.31 日常的に起こり得る気候変動リスクへの対応及び市民・事業者への気候変動適応に向けた情報発信の強化

- 「**川崎市気候変動情報センター**」を主軸として、独自の調査研究や国及び県の研究機関との連携で得た知見を蓄積し、市内での情報共有により市の取組における気候変動リスクへの対応を推進するとともに、SNS等様々なメディアを活用した情報発信により市民・事業者の気候変動への適応を促進。

- 92 -



8 基本的方向VIIIに関する施策（抜粋①）

VIII 多様なみどりが市民をつなぐまち

施策No.37 全国都市緑化かわさきフェアを契機としたみどりのまちづくりに向けた取組の推進

- 令和6（2024）年度の**全国都市緑化かわさきフェア**の開催を契機として、川崎の新たなみどりの文化を醸成し、誰もが住み続けたいまちの実現に向けた取組を展開。

また、かわさきフェアにおいて、多様なみどりを活かした川崎らしい魅力と多様性あふれる取組を、全国に発信。



全国都市緑化かわさきフェアイメージ図

施策No.38 樹林地・農地の保全と緑化の推進

- 市内の残された貴重な緑地、樹林地について、緑地保全制度等を活用した取組や、企業・教育機関等と連携した保全活動など効果的な緑地保全の取組と、農業振興地域及び生産緑地地区等における**農地の保全・活用や「農」とのふれあいを推進**。また、**事業所による緑化**を促進。

8 基本的方向VIIIに関する施策（抜粋②）

施策No.39 公園緑地の整備の推進

- 公園緑地は良好な都市環境の形成に資するものであり、地域特性に応じて、特色のある**公園緑地の整備**や身近な**公園の整備**を推進。

施策No.40 水辺空間の活用の推進

- 運河や多摩川などの水辺地環境の保全・整備と活用、さらには、多くの事業所が集積する臨海部における、**緑地の創出や風の道の形成を推進**。

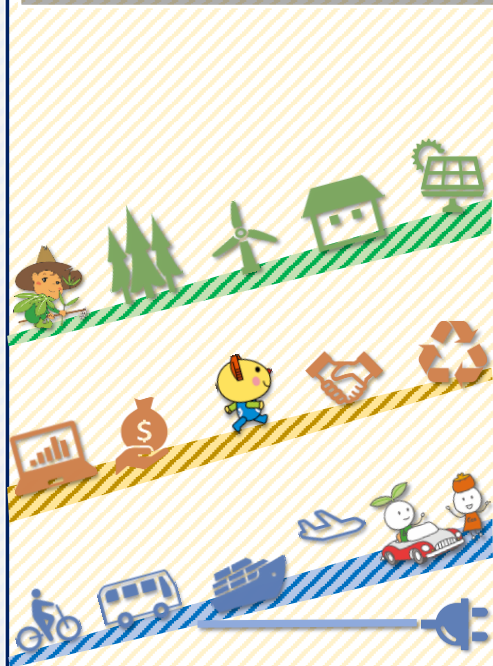
※ 上記の施策No.37～40の取組について、川崎市緑の基本計画と整合を図りながら取組を推進



緑の将来像図



第7章 推進体制及び進行管理



- 97 -

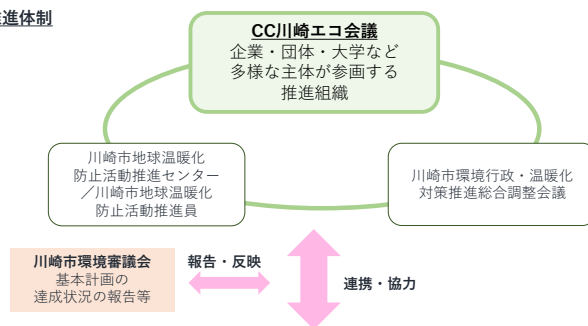
第7章 推進体制及び進行管理

計画の推進体制・進行管理

推進体制・進行管理

- 基本計画の取組推進に当たり、官民による取組の一層の充実を図るため、**推進体制を強化**するとともに、課題やテーマに応じた『**柔軟な検討体制**』を**設置**
- 『**CC川崎エコ会議**』を中心とした**推進体制**のもと、さらなるチャレンジに繋げていく。
- PDCAサイクル**を基本とした進行管理を実施し、達成状況について**年次報告書**として取りまとめ、**環境審議会に報告し公表**

推進体制



課題やテーマに応じた柔軟な検討体制（設置・廃止を柔軟に行う体制）

- （参考）令和3（2021）年度に設置した検討体制（例）
- ① 脱炭素アクションみぞのくち推進会議（事業者・団体等、行政）
 - ② 川崎市廃棄物発電の有効活用に関する懇談会（有識者、行政）【単年度時限設置】
 - ③ 川崎カーボンニュートラルコンピナート検討会議（有識者・団体等、行政）
 - ④ 全国都市緑化かわさきフェア基本計画懇談会（有識者・団体等、行政）
 - ⑤ 庁内のテーマ毎のワーキング（5種類）（行政）

- 98 -

